



地域特産品開発支援事業補助金

東京ならではの特産品を開発する食品事業者を応援します！

東京都では、東京産の原材料の使用や、独自の技術、伝統的な製造技術などの活用により、東京ならではの魅力ある特産品を製造販売する都内食品事業者を支援するため、その開発に必要な経費を補助しています。

1 対象となる食品事業者

東京都内に主たる事業所を有する中小企業(会社・個人事業者)、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業団体、中小企業グループ、農業協同組合・漁業協同組合等

2 開発する特産品及び開発対象期間

(1) 開発する特産品

次の①又は②いずれかの条件を満たす加工食品

① 東京産の原材料を使用

② 独自の技術や伝統的な製造技術又は地方独立行政法人東京都産業技術研究センター食品技術センターの技術を活用

(2) 開発対象期間

交付決定日から当該日の属する年度の末日まで

3 補助対象経費

原材料費、試験・分析委託費、デザイン委託料、専門家派遣指導に係る経費、産業財産権出願・導入費、開発した特産品のPR・販路開拓経費(パンフレット・WEBサイト作成、イベント出展費用)等

4 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内(補助限度額は150万円)※下限額なし

5 応募方法及び募集時期

(1) 応募方法

東京都産業労働局商工部ホームページをご覧ください。

(2) 募集時期

年に1回(1月下旬～2月上旬に公表)



お問合せ先

電話 03-5320-4778

〒163-8001 東京都西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側
東京都産業労働局商工部経営支援課 事業促進担当

メール: S0000481@section.metro.tokyo.jp

補助限度額

150万円
(補助率1/2以内)